

第 14 次労働災害防止推進計画

令和 5 年 4 月

水戸労働基準監督署

はじめに

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における労働災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第一次の計画が策定され、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで13次にわたり策定してきました。

この間、労働災害や職業性疾病の防止に取り組む国、事業者及び労働者等の関係者に対し安全衛生に取り組む際の実施事項や目標を示して取組を促進することにより、我が国の労働現場における安全衛生水準は大幅に改善し、長期的にみると労働災害は減少してきました。

一方、水戸労働基準監督署（以下「水戸署」といいます。）管内の状況に目を向けると、死亡者数は減少傾向を示していますが、2022年には9名もの尊い人命が失われており、たいへん憂慮すべき事態です。また、休業4日以上死傷者数は、新型コロナウイルス感染症による災害が増加したことから2022年には1,216人と大幅に増加しています。産業構造の変化等による第三次産業の労働災害の増加や労働災害発生率（死傷年千人率）が高い高年齢労働者が増加している等、より一層の取組促進が不可欠な状況にあります。

他方、労働者の健康保持に関しても、県内における脳・心臓疾患や精神疾患による労災決定件数が減少に至っていないことや、高齢化社会の進展による健康課題の増大、治療と仕事の両立支援の対応、テレワークや兼業・副業への対応及び化学物質管理のあり方等について多くの課題があり、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要となっています。

このような状況を踏まえ、管内の関係機関・団体及び事業場が、本計画の趣旨を十分理解して連携を促進し、安全・安心な職場環境を実現することで、増加する労働災害に歯止めを掛け、労働者一人ひとりが健康に働くことができる職場環境を実現すべく、下記のとおり2023年度を初年度とする第14次労働災害防止推進計画（以下「14次防」といいます。）を策定しました。

水戸署管内の関係機関・団体及び事業場において、本計画の趣旨が十分理解され、それぞれの業界や職場での具体的な対策に反映いただくようお願いいたします。

記

1 期間

本計画は、2023年度から2027年度までの5か年とする。

2 14次防の重点事項

- (1) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 熱中症予防対策の推進
- (5) メンタルヘルス対策の推進
- (6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (7) 原子力発電所及び原子力施設における被ばく防止対策の推進

3 重点事項ごとのアウトプット指標、アウトカム指標及び具体的な取組

本計画では、重点事項ごとにアウトプット指標、アウトカム指標及び具体的な取組を定める。

アウトプット指標は、労働者の協力のもと事業場において実施する事項とし、本計画の進捗状況を確認するための指標とする。

アウトカム指標は、事業場がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項であり、本計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標とする。

アウトプット指標を達成するために、関係機関・団体及び事業場等が実施する具体的な取組を定める。

なお、アウトプット指標及びアウトカム指標について、当署で把握困難なものは、国又は茨城労働局が把握、評価等を行った指標を活用する。

(1) 業種別の労働災害防止対策の推進

① 社会福祉施設（水戸署独自の対象業種）

アウトプット指標

・転倒災害及び動作の反動・無理な動作による災害の防止に取り組む社会福祉施設の割合を90%以上とする。

アウトカム指標

・社会福祉施設の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。

・社会福祉施設における腰痛の死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させる。

具体的な取組

第13次労働災害防止推進計画（以下「13次防」という。）期間中の社会福祉施設における死傷災害は、新型コロナウイルスによるものを除くと、転倒災害及び動作の反動・無理な動作による災害で約4割を占めている。

事業場の取組として、厚生労働省作成の転倒災害防止のためのチェックリスト（9項目）を用いた対策を推進するほか、職場のあんぜんサイ

トで公開されている「転倒・腰痛防止用視聴覚教材」を活用し、労働者に対する安全衛生教育を強化する。

また、令和5年3月30日付け基安発 0330 第1号「小売業及び介護施設における行動災害の防止対策の推進について」に基づく対策を推進する。

なお、水戸署では2022年度から社会福祉施設を対象に巡回訪問等指導を実施しており、管内の災害発生状況、原因及び対策等について周知、啓発を行っている。2023年度以降においても同取組を継続する。

② 建設業

アウトプット指標

・墜落・転落災害及び重機によるはさまれ・巻き込まれ災害のリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を85%以上とする。

アウトカム指標

・14次防期間中における建設業の死亡災害件数を13次防期間中（16件発生）と比較して15%（3件）以上減少させる。

具体的な取組

13次防期間中の建設業の死傷災害を事故の型別でみると、墜落・転落災害が25%を占め最も多く、次にはさまれ・巻き込まれ災害16%となっている。

墜落・転落災害を起因物別にみると、移動はしごや脚立が関係する災害が36%と最も多いことから、法令に基づく基本的な措置の徹底はもとより、厚生労働省作成のリーフレットを活用した移動はしごや脚立の適正な使用を推進する。

重機によるはさまれ・巻き込まれ災害については、水戸署作成のリーフレット「車両系建設機械による接触の防止について～ドラグ・ショベル等による災害が発生しています～」を活用して、関係労働者に対する安全衛生教育を推進する。

現場に危険な箇所、作業がないか、安全点検、安全パトロール等の取組を強化する。

③ 製造業

アウトプット指標

・機械による「はさまれ・巻き込まれ災害」の防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を60%以上とする。

アウトカム指標

・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。

具体的な取組

13 次防期間中の製造業の死傷災害を事故の型別で見ると、はさまれ・巻き込まれ災害が約 3 割を占め最も多く、そのうち約 7 割が非定常作業（機械のトラブル処理、清掃等）において発生している。

製造業におけるはさまれ・巻き込まれ災害の防止のため、非定常作業を行う際に、労働者が確実に動力機械を停止させてから作業を行うことの徹底を推進する。

職場で具体的な作業方法の決定や作業中に労働者を直接指導・監督する職長等が常に職場に目配り、気配りをすることで防止できる災害は多いと考えられる。こうした役割を担う職長等の存在を重視し、水戸署作成のリーフレット「職長等のみなさまへ」を用いて周知、啓発を推進する。また、食料品製造業等新たに職長等教育の実施が義務となった業種について、教育の確実な実施を推進する。

④ 陸上貨物運送事業

アウトプット指標

・荷役作業における安全対策ガイドラインに基づく措置を行う陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）の事業場（荷主を含む）の割合を 45% 以上とする。

アウトカム指標

・陸運業の死傷者数を 2027 年までに 2022 年と比較して 5 % 以上減少させる。

具体的な取組

13 次防期間中の陸運業の死傷災害を事故の型別で見ると、墜落・転落災害が約 3 割と最も多く、次に転倒災害が 16% となっている。

陸運業の対策は、5 大災害（墜落・転落、荷崩れ、フォークリフト使用時の事故、無人暴走及びトラック後退時の事故）の防止を中心に推進することとするが、墜落・転落災害が高止まり傾向にあることから、一層の対策を進める必要がある。よって、平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく安全対策の更なる徹底を図る。

水戸署管内では 2016 年から 2022 年までの間にロールボックスパレット（カゴ車）による死傷災害が 17 件発生していることから、令和 3 年 9 月 30 日付け基安安発 0930 第 1 号「陸上貨物運送事業における労働災害防止に向けたより一層の取り組みについて」に基づき、関係労働者に対しロールボックスパレットの安全な取扱い方法の徹底等を図る。

⑤ 農業（水戸署独自の対象業種）

アウトプット指標

・墜落・転落災害及び転倒災害の防止に取り組む農業の事業場の割合を80%以上とする。

アウトカム指標

・農業における死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。

具体的な取組

13次防期間中の農業の死傷災害を事故の型別で見ると、墜落・転落災害が23%と最も多く、次に転倒災害が18%となっている。

墜落・転落災害を分析すると、移動はしごや脚立が関係する災害が多いことから、厚生労働省作成のリーフレットを活用した移動はしごや脚立の適正な使用を推進する。

常時使用する労働者数が50人以上の事業場については、法令に基づく衛生管理体制を確立し、常時使用する労働者数が10人以上50人未満の事業場については、衛生推進者を確実に選任して労働災害防止対策を推進する。

（2）労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

アウトプット指標

・転倒災害の防止に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。（社会福祉施設については別途定める指標とする。）

・介護・看護作業についてのノーリフトケアを実施している事業場の割合を2022年と比較して増加させる。

アウトカム指標

・転倒による災害の死傷者数を2022年と比較して2027年までに歯止めを掛ける。

・腰痛の死傷者数を2022年と比較して2027年までに歯止めを掛ける。

具体的な取組

転倒、腰痛等の作業行動に起因する災害防止対策の推進のため、関係機関・団体及び事業場が災害発生状況、原因及び対策等の情報を広く共有し、労働者に対する安全衛生教育を強化する。

介護・看護作業においては、ノーリフトケアや介護機器等の導入などの浸透を図る。

（3）高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

アウトプット指標

・エイジフレンドリーガイドラインに基づく高年齢労働者の安全衛生確保

の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）に取り組む事業場の割合を50%以上とする。

アウトカム指標

・60歳代以上の労働者に係る死傷災害を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めを掛ける。

具体的な取組

水戸署管内の死傷災害を被災者の年齢別にみると、60歳以上の高年齢労働者が全体の約2割を占めている。高年齢労働者の災害防止対策として、エイジフレンドリーガイドラインを周知・啓発するとともに、健康経営などの他の取組と連携した対策を推進する。

(4) 熱中症予防対策の推進

アウトプット指標

・暑さ指数を把握して、熱中症予防対策に取り入れている事業場の割合を増加させる。

アウトカム指標

・暑さ指数に応じた措置に取り組む事業場が増加し、熱中症による死亡者を13次防期間中の総数と比較して減少させる。

具体的な取組

13次防期間中に水戸署管内では熱中症による死亡災害が3件発生している。熱中症による災害の原因として、暑熱順化が十分でなかったことが掲げられることから、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和3年7月改正）に基づく取組を促進する。

JIS規格に適合したWBGT値測定器を普及させるとともに、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT値の測定とその結果に基づき、休憩の確保や水分・塩分の補給等の必要な措置が講じられるよう推進する。

(5) メンタルヘルス対策の推進

アウトプット指標

・メンタルヘルス対策及びストレスチェックの実施事業者の割合をそれぞれ80%、50%にする。

アウトカム指標

・メンタルヘルス不調につながる「自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合」を2027年までに50%未満とする。

具体的な取組

「労働者の心の健康保持増進のための指針」（平成27年11月30日改正）

に基づき、衛生委員会等における調査審議、心の健康づくり計画策定及び4つのメンタルヘルスカケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア及び事業場外によるケア）を推進し、事業場におけるメンタルヘルス対策の一層の推進を図る。

（6）化学物質等による健康障害防止対策の推進

アウトプット指標

・危険性又は有害性のある化学物質についてラベル表示、SDS交付、リスクアセスメント実施とそれらに基づき労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講じる事業場の割合をそれぞれ80%にする。

アウトカム指標

・化学物質の性状に関連の強い死傷災害が5%減少する。

具体的な取組

令和4年5月31日に公布された労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）及び化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第190号）に基づく新たな化学物質規制に基づき、製造・使用禁止物質（8物質）及び特化則等に基づく個別具体的な措置義務のある物質（123物質）以外の化学物質についても、ラベル表示・SDS交付による危険性・有害性情報の伝達、SDSの情報等に基づくリスクアセスメントの実施及びばく露濃度をばく露濃度基準以下とする等、事業場における自律的な管理を定着させる。

2024年4月1日より新たに選任が義務化される化学物質管理者について、確実な選任及び職務の履行徹底を図る。

（7）原子力発電所及び原子力施設における被ばく防止対策の推進

アウトプット指標

・原子力発電所及び原子力施設（以下「原子力施設等」という。）における被ばく防止対策に係る安全衛生教育を2022年と比較して強化する事業場の割合を60%以上とする。

アウトカム指標

・原子力施設等における被ばく事故が減少する。

具体的な取組

原子力施設等における被ばく事故は、第12次労働災害防止推進計画期間中に発生したところであり、電離放射線障害防止規則に基づく被ばく防止措置等の徹底を図るとともに、関係労働者に対する安全衛生教育の強化を図る。

4 14次防の推進会議の実施

各年度の第1・四半期において、14次防の推進のための会議（労働災害防止関係団体連絡会議、建設工事関係者連絡会議と同時開催）を実施して、関係機関・団体等と14次防の推進に係る意見交換等を行う。

5 統計資料等

